

(目的)

第1条 この規則は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年豊中市条例第5号。以下「条例」という。)第21条に基づき、大規模建築物の廃棄物及び再生資源の保管場所等の設置及び届出等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保管場所等 保管ステーション及び貯留排出設備をいう。
- (2) 保管ステーション 廃棄物及び再生資源(以下「廃棄物等」という。)を適正に保管し、かつ、収集車両が容易に寄り付くことができる施設をいう。
- (3) 貯留排出設備 廃棄物(可燃ごみに限る。以下同じ。)を機械的に貯留し、かつ、収集車両の後部を接続して廃棄物を直接収集車両に自動排出することができる装置(以下「貯留排出装置」という。)を有する保管設備をいう。
- (4) ディスポーザー排水処理システム 生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、上下水道事業管理者が別に定める基準に適合するものをいう。

(大規模建築物)

第3条 条例第21条第1項の市規則で定める大規模建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 共同住宅の用途に供する建築物にあっては、住戸の数が51戸以上のもの
  - (2) 事務所、店舗、飲食店、工場その他の事業の用途に供する建築物にあっては、延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)が3,000平方メートル以上のもの
  - (3) 共同住宅の用途に供する部分及び事業の用途に供する部分を有する建築物(以下「複合建築物」という。)にあっては、延べ面積の合計が3,000平方メートル以上のもの(複合建築物で共同住宅の用途に供する部分の住戸の数が51戸以上の場合にあっては、延べ面積の合計が3,000平方メートル未満のものを含む。以下同じ。)
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 条例第21条第1項に規定する大規模建築物の建設には、増築又は用途変更により大規模建築物とする場合及び大規模建築物を増築又は用途変更により住戸の数又は延べ面積を増加する場合を含むものとする。
- 3 1団地の共同住宅、学校、病院、工場等同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、これらの建築物を1の建築物とみなして前2項の規定を適用する。

(保管場所等の規模の基準)

第4条 保管場所等の規模の基準は、別表第1及び別表第2のとおりとし、複合建築物にあっては、用途の区分に応じてそれぞれ別表第1又は別表第2のとおりとする。ただし、市長が特に別表第2に規定する基準によることが相当でないと認める場合は、同表の基準によらないことができる。

2 市長は、前条第3項に規定する2以上の建築物がある場合にあっては、当該建築物の規模、用途、形態等を考慮し、前項に規定する基準によって得られた規模の保管場所等の設置場所及び設置数について必要な措置を講じさせることができる。

(保管場所等の構造の基準)

第5条 保管場所等の構造は、次の基準によらなければならない。

- (1) 廃棄物等の種類に応じて適切に区分して保管することができること。
- (2) 廃棄物等の排出及び収集が、安全かつ容易にできること。
- (3) 廃棄物等の飛散、流出及び地下への浸透を防止できること。
- (4) ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 建築物の屋内の保管場所等にあっては給排水設備、換気設備及び照明設備を設置し、建築物の屋外の保管場所等にあっては給排水設備を設置するとともに必要に応じて換気設備及び照明設備を設置すること。
- (6) 廃棄物等の種類の区分表示及び注意事項を利用者が見やすい位置に表示すること。
- (7) 保管ステーションにあっては、前各号の規定によるほか、次によること。
  - ア 周囲(出入口を除く。)におおむね高さ0.8メートル以上1.2メートル以下の不燃材料による囲いを設置すること。
  - イ 再生資源(市長が指定する袋により収集するものを除く。以下この号において同じ。)の保管にあっては、屋根を取り付け、物置を設置する等雨水の影響を受けないように措置を講じること。

- ウ 再生資源の保管にあつては、当該保管ステーションに隣接して再生資源を選別できる作業場所を設置すること。ただし、これに替わるものとして市長が相当と認める場合は、この限りでない。
  - エ 再生資源の保管にあつては、新聞紙、古布、ガラス瓶等の品目別保管の可能な棚、底高のカゴ等を設置し、品目別に区分して保管できるものとする。
- (8) 貯留排出設備にあつては、[前各号](#)([前号](#)を除く。)の規定によるほか、次によること。
- ア 雨水の流入を防ぐため、貯留排出装置を覆うための不燃材料による屋根及び囲いを設置すること。
  - イ 貯留排出装置の排出口の幅及び高さは、収集車両の投入口の幅及び高さ適合すること。
  - ウ 収集車両の排気ガスが滞留する場合にあつては、当該排気ガスが除却できる設備を設置すること。
  - エ 貯留排出装置の稼働に伴う騒音を遮へいし、及び振動を吸収できるように措置を講じること。
  - オ 貯留排出装置の保守点検のためのスペースを設けること。

(位置及び進入路に係る基準)

第6条 保管場所等の位置及び進入路は、次の基準によらなければならない。

- (1) 収集作業に支障がなく、かつ、収集車両が容易に寄り付け、及び他の車両の通行の妨げにならない位置に設けるものとし、駐車場の出入口及び道路の交差点に面する箇所並びに防火水槽その他市長が不適当と定める位置に設置しないこと。
- (2) 保管ステーションにあつては出入口の前面におおむね縦10メートル、横2.2メートルの収集車両が停車(収集作業を含む。以下同じ。)できる場所を、貯留排出設備にあつては貯留排出装置の排出口に収集車両が停車できる場所をそれぞれ確保するとともにこれらの場所に駐車禁止である旨を表示すること。ただし、市長が保管ステーションに係る収集車両の停車に支障がないものと認める場合は、この限りでない。
- (3) 保管場所等の進入路は、収集車両の通行に必要な幅員又は高さを確保し、かつ、容易に通行できるものであること。
- (4) 保管場所等の進入路は、収集車両が容易に方向転回できる場所を保管場所等に近接して確保すること。ただし、市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

(保管場所等の設置届及び完了報告)

第7条 [条例第21条第3項](#)の規定による届出をしようとする建設者は、保管場所等設置届を[次の各号](#)に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 配置図
  - (2) 保管場所等の平面図、立面図、断面図及び設備図
  - (3) 収集車両の軌跡図
  - (4) 付近見取図
  - (5) その他市長が必要と認める図書
- 2 [前項](#)の保管場所等設置届の提出は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出する前(都市計画法(昭和43年法律100号)第29条に規定する許可に係る開発行為を伴うものにあつては、同法第32条の規定による協議を行う前)に行わなければならない。
- 3 [第1項](#)の保管場所等設置届を提出した建設者は、保管場所等の設置が完了したときは、その旨を直ちに市長に報告しなければならない。

(保管場所等の変更届)

第8条 [前条第1項](#)の規定により保管場所等設置届を提出した建設者は、当該保管場所等設置届の記載事項のうち、保管場所等の規模、構造、位置及び進入路に係る事項を変更しようとする場合にあつては必要な図書を添えてあらかじめ、その他の事項を変更した場合にあつては速やかに、それぞれ保管場所等変更届を市長に提出しなければならない。

- 2 [前条第3項](#)の規定は、[前項](#)の保管場所等設置届を提出した建設者について準用する。  
(管理責任者の選任届等)

第9条 大規模建築物の所有者又は占有者([次項](#)において「所有者等」という。)は、保管場所等を常に清潔に維持管理し、廃棄物等の分別収集の推進その他保管場所等の適正な管理をさせるため、保管場所等の管理責任者(以下「管理責任者」という。)を選任し、保管場所等の設置が完了した日から使用を開始する日までの間に、保管場所等管理責任者選任届を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 所有者等は、管理責任者に変更があつたときは、速やかに保管場所等管理責任者変更届を市長に提出しなければならない。

(大規模建築物以外の建築物)

第10条 大規模建築物以外の建築物であつて、次に掲げる建築物を建設しようとする者は、[第4条](#)から[第6条](#)までに規定する基準に適合した保管場所等を設置するよう努めなければならない。

- (1) 共同住宅の用途に供する建築物にあつては、住戸の数が6戸以上のもの

- (2) 事業の用途に供する建築物にあつては、延べ面積が200平方メートル以上のもの
- (3) 複合建築物にあつては、これらの用途に供する部分の延べ面積の合計が200平方メートル以上のもの(当該建築物の共同住宅の用途に供する部分の住戸の数が6戸以上の場合にあっては、延べ面積の合計が200平方メートル未満のものを含む。)

(届出等の様式)

第11条 この規則による設置届、選任届その他の書類の様式については、市長が別に定める。

(委任規定)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この規則は、平成8年3月1日から施行する。
- この規則の施行の際、既に建築されている第3条に規定する大規模建築物については、増築又は用途変更により住戸の数又は延べ面積を増加する場合に限り、この規則を適用する。
- この規則の施行の際、建築基準法第6条の確認の申請書が受理されている建築物(都市計画法第32条の規定による協議が終了しているものを含む。以下同じ。)については、その現に受理されている建築物に限り、この規則は、適用しない。

附 則(平成13年9月25日規則第75号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月26日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月1日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

共同住宅の用途に供する建築物(複合建築物にあつては共同住宅の用途に供する部分とする。以下同じ。)に係る保管場所等の規模の基準

- 1 保管場所等の規模は、次の表の規定により、廃棄物等の種類ごとに次の式により算出して得た数値を合計した数値とする。

$$\text{保管場所等の規模} = \text{1戸当たりの基準値} \times \text{住戸の数}$$

廃棄物等の種類	保管場所等	1戸当たりの基準値
可燃ごみ	保管ステーション	0.17m <sup>2</sup> デスポーザー排水処理システムを設置する場合には、0.14m <sup>2</sup>
	貯留排出設備	0.03982m <sup>3</sup> デスポーザー排水処理システムを設置する場合には、0.03047m <sup>3</sup>
上記以外の廃棄物等	保管ステーション	0.22m <sup>2</sup>

備考

- 1 住戸の数は、次に掲げる1戸当たりの専有面積に応じて、換算することができる。
    - (1) 1戸当たり31平方メートル以上41平方メートル未満のものは3戸をもって2戸とする。
    - (2) 1戸当たり31平方メートル未満のものは3戸をもって1戸とする。
  - 2 保管ステーションの規模については、住戸の数に応じて80パーセントを限度とした調整率を用いて算出することができる。この場合において、51戸以上61戸未満の調整率は94パーセントとし、61戸以上の調整率にあつては10戸増えるまでごとに、順次1パーセントを減じるものとする。
  - 3 保管ステーションの規模は、有効面積とする。
  - 4 保管場所等の規模の基準の算出数値は、小数点第1位を四捨五入する。
- 2 可燃ごみの保管場所等にあつては、保管ステーション又は貯留排出設備とする。この場合において、住戸の数が101戸(ディスポーザー排水処理システムを設置する場合にあつては、132戸)以上の共同住宅の用途に供する建築物については、市長がやむを得ないと認める場合を除いて、貯留排出設備とする。

別表第2

事業の用途に供する建築物(複合建築物にあつては事業の用途に供する部分とする。)に係る保管場所等の規模の基準

1 可燃ごみ及び不燃ごみに係る基準

- 1 可燃ごみに係る保管場所等の規模は、保管ステーション又は貯留排出設備の区分に従い、次の式により算出する。
  - (1) 保管ステーションの規模  

$$= \text{用途の区分ごとに得られた可燃ごみの排出に係る必要容量} / 1\text{m(高さ)}$$
  - (2) 貯留排出設備の規模  

$$= \text{用途の区分ごとに得られた可燃ごみの排出に係る必要容量} / 1.5(\text{圧縮率の数値})$$
- 2 不燃ごみに係る保管場所等の規模は、次の式により算出する。  
 保管ステーションの規模  

$$= \text{用途の区分ごとに得られた不燃ごみの排出に係る必要容量} / 1\text{m(高さ)}$$
 1及び2の式における必要容量は、用途の区分に従い、可燃ごみ又は不燃ごみの種類ごとに次の式により算出した数字とする。  
 必要容量  

$$= \text{延べ面積} \times \text{排出量原単位} \times 3(\text{保管日数}) \times \text{排出割合} / 150\text{kg/m}^3(\text{見掛け比重})$$
 この式における延べ面積は、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積を算入しないものとする。

用途	排出量原単位 (kg/m <sup>2</sup> ・日)	排出割合 (%)	
		可燃ごみ	不燃ごみ
事務所	0.03	90	10
店舗(物品販売)	0.12	80	20
飲食店	0.20	60	40
ホテル、旅館、工場、病院、診療所(病室を有するもの)その他これらに類するもの	0.06	70	30
診療所(病室を有しないもの)、学校、図書館、神社、寺院、集会場、劇場その他これらに類するもの	0.05	70	30

備考

- 1 この表の用途に該当しない建築物の排出量原単位及び排出割合については、その都度市長が定めるところによる。
- 2 必要容量の計算は、小数点第1位を四捨五入する。
- 3 保管ステーションの規模は、有効面積とする。
- 3 保管場所等は、次の各号に掲げる可燃ごみ及び不燃ごみの区分に従い、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 可燃ごみ 保管ステーション又は貯留排出設備とする。この場合において、必要容量が6立方メートル以上にあつては、市長がやむを得ないと認める場合を除いて、貯留排出設備とする。
  - (2) 不燃ごみ 保管ステーションとする。

2 再生資源に係る基準

延べ面積	保管場所等	保管ステーションの規模
3,000m <sup>2</sup> 未満	保管ステーション	2m <sup>2</sup>
3,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満		3m <sup>2</sup>
5,000m <sup>2</sup> 以上 10,000m <sup>2</sup> 未満		7m <sup>2</sup>
10,000m <sup>2</sup> 以上		10m <sup>2</sup>

備考 1の表の延べ面積の規定は、この表の延べ面積についても適用する。

3 粗大ごみに係る基準

保管ステーションを設置するものとし、規模は、その都度市長が定めるところによる。